

ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2570 / KUMAGAYA EAST ROTARY CLUB WEEKLY BULLETIN

国際ロータリー第2570地区

熊谷東ロータリークラブ会報

みんなで参加しよう

2024-25年度テーマ ロータリーの マジック

NO.

2024-2025年度

2025.4.2 発行

会長:清水 利夫 会報情報委員長:浅井 純次 幹事:宮川進 会長エレクト:野澤 正春 国際ロータリー会長 : ステファニー A. アーチック

通算 第2163回 会員卓話 野澤正春会員

第2570地区ガバナー : 五十幡 和彦

〒360-0037 熊谷市筑波2-28-2 三和ビル2F TEL.048-525-3025 FAX.048-525-7011

office@kumagaya-east-rc.com

例会日:水曜日12時30分/月末は夕刻例会 18時30分

令和7年3月12日

◎司会:中山 康徳 正 SAA ◎点鐘:清水会長

会長挨拶

清水 利夫 会長



知って得する身近な法律(17)

本日は、時効制度について説明します。

1. 時効制度の存在理由

時効とは、一定の事実状態、例えば、ある人が所有者である ような事実状態、ある人が債務を負担していないような事実状 態などが永続した場合に、この状態が真実の権利関係に合致す るものかどうか、いいかえれば、果して所有者であるかどうか、 果して債務がないかどうか、を問わずに、その事実状態をその まま尊重し、これをもって権利関係と認め、他に真実の所有者 があっても、また真実に債務があっても、その主張を許さない、 とする制度です。

- 2. 時効制度には、得をする時効制度と損をする時効制度とが あります。
- 3. その得をする時効制度として、所有権の取得時効の制度が あります。民法第 162 条では、次のように規定しています。
- ①20年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人 の物を占有した者は、その所有権を取得する。
- ② 10 年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人 の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、

過失がなかったときは、その所有権を取得する。

①項と②項との違いは、①項の場合には、他人の物を20年間 占有すれば、悪意があっても自分の物になるということです。

②項の場合には、他人の物であることに善意無過失であったこ とが要件となっています。

- 4. 損する時効制度として、債務等の消滅時効の定めが、民法 第 166 条で定められています。
- ①債務者が権利を行使することができることを知った時から5 年間行使しないとき。
- ②権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。 (平成 29 年改正)

5. むすび

このように、長期間、権利のうえに眠る者は、法律上も保護さ れなくなってしまいますので、注意が必要です。

例会日	出席	欠席	MU	出席率
3.12	8	8	0	50 %

〈本日 4/2 のプログラム〉

理事会報告 誕生祝(4月)

幹事報告

宮川 進 幹事



ニコニコ BOX



熊谷市国際交流協会より

NZ・インバーカーギル市民訪問団歓迎会の案内

4/6 (日) 18:00~

キングアンバサダーホテル 3F (3/19 〆切)

熊谷さくらマラソン大会会長より

3/16 (日) 8:15~熊谷さくら運動公園 開会式への案内

熊谷市美術家協会より

第57回熊谷市美術展授賞式の案内

4/6(日) 13:30~熊谷市立文化センター4F

報告

清水 利夫 会長



剣道大会の説明を熊谷 RC の理事会に説明に行った時の件

清水会長・野澤副会長・宮川幹事

桜の蕾もふくらみ春を最近に感じる季節になりました。

本日は野澤正春会員、本日の卓話楽しみです。宜しくお願い致

清水利夫会長

します。

野澤正春会員の卓話、楽しみにしていました。

浅井純次会員

埼玉県情報サービス協会より緊急メールにて、不正送金被害の レポートがきましたので共有します。

中山康徳会員

野澤会員の卓話を楽しみに出席いたしました。

市川富夫会員

野澤会員卓話よろしくお願いします。

=== BOX	本日	累計
3.12	¥8,000	¥282,000

会員卓話

野澤 正春 会員



今後の事業について

〈次回 4/9 のプログラム〉

会員卓話 高橋勤二会員 角田健会員